端数相当株式任意売却許可申立書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

東京地方裁判所民事第８部　御中

　　　　　　　　　　　　　　　　　申立人代理人弁護士　　○　○　○　○　 

　　〒○○○－○○○○ 東京都○○区○○町○丁目○番○号

 　 　 　　申　立　人　　　　　　株式会社○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　同代表者代表取締役

（送達場所）〒○○○－○○○○　東京都○○区○○町○丁目○番○号

　　　　　　　　　　　　　　　　○○法律事務所

　　　　　　　　　　　　　　　　　同代理人弁護士

 　 　　 ＴＥＬ　０３－００００－００００

　　　　　　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ　０３－００００－００００

申立ての趣旨

　　「別紙株式目録記載の株式を１株当たり○○円で任意売却することを許可する。」との裁判を求める。

申立ての理由

１　申立人は、その普通株式が○○証券取引所に上場されていた株式会社（振替株式の発行会社）である。

２　申立人は、非上場化を目的として、令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの間、申立人の普通株式につき、買付価格を１株当たり△△円として、金融商品取引法による公開買付け（以下「本件公開買付け」という。）を実施し（甲２、３）、その結果、普通株式○○○株を取得した（甲４）。

３　申立人は、本件公開買付け後、令和○○年○○月○○日開催の臨時株主総会において、申立人の普通株式について、令和○○年○○月○○日を効力発生日として、○株を１株の割合で併合すること（以下「本件株式併合」という。）を承認する旨の特別決議をした（甲５）。

なお、反対の議決権行使（議決権の代理行使を含む。）をした株主は、いなかった（甲５）。

４　申立人は、定款において電子公告を公告の方法と定めているため、本件株式併合に際し、以下の各公告を電子公告により行ったが、その公告期間中に公告の中断はいずれも生じていない（甲１、６～８）。

　　　(1)　基準日の２週間前よりも前である令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの間、臨時株主総会招集のための基準日設定についての公告（会社法１２４条３項）

　　　(2)　本件株式併合の効力発生日の２０日前より前である令和○○年○○月○○日から令和○○年○○月○○日までの間、本件株式併合に係る会社法１８０条２項各号に掲げる事項についての株主に対する通知に代わる公告（会社法１８１条１項（ただし、同法１８２条の４第３項の規定により、「２週間」を「２０日間」と読替え）、社債、株式等の振替に関する法律１６１条２項）

５　さらに、申立人は、会社法１８２条の２の規定による事前開示手続として、本件株式併合の効力発生日の２０日前より前である令和○○年○○月○○日以降、本件株式併合に係る会社法１８０条２項各号に掲げる事項等を記録した電磁的記録を、本店に備え置くとともに、株主の閲覧等の請求に供している（甲９）。

６　本件株式併合により、別紙株式目録記載のとおり、１株に満たない端数の合計数（ただし、その合計数に１に満たない端数がある場合にあっては、これを切り捨てる。）に相当する数の普通株式（以下「本件端数相当株式」という。）○株が生じた（甲１０）。

７　本件端数相当株式○株は、競売されるべきものである。

しかし、申立人の普通株式は、令和○○年○○月○○日に○○証券取引所を上場廃止となっており（甲１１）、現在は市場価格のない株式であって、本件端数相当株式○株を競売しようとしても、買受人が現れる可能性はほとんど期待できない。

８　公認会計士○○作成の株価算定書（甲第１２号証）によれば、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格は、１株△△円である。

本件公開買付けにおける申立人の普通株式の買付価格は１株△△円であり（甲４）、前記の事前開示手続として備置き等がされている電磁的記録においても、同価格を基礎として端数相当株式の処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額を算出することは相当性があるとされている（会社法１８２条の２、会社法施行規則３３条の９第１号ロ。甲９）。

本件公開買付けの開始日以降、本件株式併合の効力発生日までの間に、申立人の株式価値が大きく増減するような重要な後発事象は特段生じておらず、その株式価値に重大な変更はないので、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格も、本件公開買付けにおける買付価格である１株△△円を基準とするのが相当である。

以上のとおり、本件株式併合の効力発生日における株式併合前の申立人の普通株式の価格は１株△△円であるというべきであるから、株式併合後の申立人の普通株式の売買価格は１株当たり○○円となる。

９　本件株式併合により生じた本件端数相当株式○株を１株当たり○○円で売却すると、本件端数相当株式の株主に対し、本件株式併合をする前の普通株式１株当たり△△円（本件公開買付けの買付価格と同額である。）の交付が可能となる。

10　申立人は、令和○○年○○月○○日開催の取締役会において、裁判所の許可を条件として、本件端数相当株式○株全部を申立人において１株当たり○○円（合計××円）で買い受けることを決議した（甲１３）。

11　よって、申立人は、会社法２３５条２項が準用する同法２３４条２項に基づき、本申立てをする。

証拠書類

甲第１号証　　　定款

甲第２号証　　　公開買付開始電子公告

甲第３号証　　　意見表明報告書

甲第４号証　　　公開買付報告書

甲第５号証　　　臨時株主総会議事録

甲第６号証　　　臨時株主総会招集のための基準日設定電子公告

甲第７号証　　　令和○○年○○月○○日付け株式併合の電子公告

甲第８号証　 　電子公告調査機関の調査結果通知書

甲第９号証　 　「株式の併合に関する事前開示事項」と題する電磁的記録の写し

甲第１０号証 　 端数相当株式目録

甲第１１号証 　 上場廃止銘柄一覧

甲第１２号証 　 株価算定書

甲第１３号証　 取締役会議事録

甲第１４号証　 取締役の同意書

添付書類

 　申立人の履歴事項全部証明書　１通

委任状　１通

 　甲号証写し　各１通

（別紙）

株　式　目　録

普通株式○株

ただし、申立人の令和○○年○○月○○日開催の臨時株主総会決議に基づく株式の併合に際して生じた、普通株式１株に満たない端数の合計○株（ただし、合計数のうち１株に満たない端数は切り捨て）

以　上